

V. オーストラリア 統計規則 (Statistics Determination)

条 項

第1A条 引用

第1条 解釈

第2条 ある種類の統計の開示

第3条 国民に既に利用可能な統計の開示

第4条 公的団体に関する公表された情報の開示

第5条 同意を得た開示

第6条 企業及び団体の名前と住所のリストの開示

第7条 識別されない情報の開示

第7A条 統計局長が関連した機能を果たすことを可能にする情報の開示

第8条 一般

第1A条 引用

この規則(Determination)は、統計規則として引用される。'

第1条 解釈

この規則においては、反対の意図が示されない限り以下の用語は以下の通り意味する；
「権限機能が賦与された団体(Authority)」とは、国营企業以外の法律により公益目的で設立された法人又は非法人を意味する；

「省(Department)」とは、オーストラリア政府の省或いは州又は北方領域の省、又はオーストラリア首都地域法1988年第50又は51条の意味の範囲内でオーストラリア首都地域の行政単位の省を意味する；

「法制(enactment)」とは、次のことを意味する；

(a)法律；

(b)州法；

(c)北方領域以外の領域の命令'(Ordinance)；

(d)法律(Act)、州法又は命令に基づいて作られる法律(law)(規則(rules、regulation)又は条例(by-law)を含む)；

「国营企業(government business undertaking)」とは、専ら財貨、サービスを販売する目的で設立されたこうえい企業体である。

「大臣(Minister)」とは、州、オーストラリア首都領域又は北方領域に関連して、次のことを意味する；

(a)州の場合には、国王が任命する当該州の大臣、

(aa)オーストラリア首都領域の場合には、オーストラリア首都領域法1988年(自治政府)の意味における大臣をいう；

(b)北方領域の場合には、北方領域法(自治政府)の第36条に基づいて大臣職を保持している者；

「公的団体(official body)」とは、以下を意味する；

(a)省；

(b)法の条項に基づいて公的目的のために設立された法人(body corporate)又は非法人(unincorporate body)；

「責任のある大臣(responsible Minister)」とは、以下を意味する；

(a)省については一州、オーストラリア首都領域又は北方領域の場合にはそれらの大臣で、省を管理している；

(b)団体(Authority)については一州、オーストラリア首都領域又は北方領域の場合にはそれらの大臣で、その団体が設立される根拠となった法律を管理している；

(c)省又は団体ではない公的団体については、一州、オーストラリア首都領域又は北方領域の場合にはそれらの大臣で、その団体が設立される根拠となった法律又はその条項の下で設立された法律の管理をしている；

「責任のある担当官(responsible officer)」とは、ある組織に関して言えば、その組織の担当官が、その組織によって承認された申し合わせ(arrangement)に従って彼が行使出来る権限の範囲内において行使する者を言う；

「州法(State Act)」には、オーストラリア首都領域(自治政府)法1988年又は北方領域(自治政府)法1978年の意味の範囲内での法律を含む；

「統計(Statistics)」とは、センサス及び統計法1905年の権限の下で収集された統計情報の編集と分析の結果を意味する。

第2条 ある種類の統計の開示(Disclosure of certain classes of statistics)

(1)この条項が適用されるある種の情報に含まれるもので、次に挙げるものを除く情報は、統計局長の書面による承認をもって開示されることが出来る；

(a)人に関わる情報の場合は、個人であること—その人；

(b)公的団体に関わる情報の場合は、—その公的団体に関する責任のある大臣；

(c)公的団体以外の組織に関わる情報の場合は—その組織の責任のある担当官；

が、そのような開示は特定の人又は組織を識別可能にしがちであることを示した場合。

(2)この条項は次の種類の情報に適用される：

(a)公営企業(government business undertaking)以外の公的団体に関する統計の様式を持った情報；

(b)外国貿易に関する統計の様式を持った情報で、税関文書から全てを又は一部を得た統計である；

(c)州間取引(interstate trade)に関する統計の様式を持った情報で、タスマニア州の法律の下で収集された統計情報の編集と分析した結果の統計である；

(d)建物や構築物に関する統計の様式を持った情報で、個々の建設業者又は請負人の経費又は収益に関するものではない；

(e)農業、養蜂、養禽、酪農業、牧羊に関する統計の様式を持った情報で、個々の事業

者の経費や収益に関するものではない。

第3条 国民に既に利用可能な統計の開示

企業(business)又は団体に関する統計の様式を持った情報は、その情報が当該企業、団体、又は公的団体からの提供で国民が既に利用可能である場合には、統計局長の書面による承認を得て開示される事が出来る。

第4条 公的団体に関する公表された情報の開示

公的団体に関する情報は、その情報が当該公的団体によって公表されている場合には、統計局長の書面による承認を得て開示されることが出来る。

第5条 同意を得た開示

(1)人に関する情報で個人的或いは家庭的でない情報及び組織に関する情報は、統計局長の書面による同意得て、(a)公表又は配布される；(b)もし、統計局長が関連の約束が与えられるならば、秘密遵守を基にして省や団体(Authority)に開示される；

この場合、その情報の開示に関係する同意は適切な人から得ておかなければならない。

(2)前項(1)でいう適切な人とは、次の人と言う：

(a)人に関わる情報の場合、人であること—その人；

(b)公的団体に関わる情報の場合、—その公的団体の責任のある大臣又は責任のある担当官；

(c)公的団体以外の組織に関わる情報の場合、—その組織の責任のある担当者。

(3)本条前項(1)でいう関係する同意は、書面による同意に関して次の事が書かれてなければならない；

(a)開示される情報のタイプが特定されている；

(b)このような情報が公表されるのか或いは配布されるのか、又は秘密遵守の基で開示されるのか否かについて特定する；

(c)秘密遵守の基で情報が開示場合には、情報が開示される省又は公的団体の名前及びその情報が使われる目的を明らかにする；

(d)そのような情報が継続して開示されるのか否かを明らかにする；

(e)そのような情報が継続して開示される場合には、同意の更新又はその撤回についての手続きをあきらかにする。

(4)本条前項(1)の目的のために同意が与えられたにもかかわらず、その同意に関わる情報は、もし、統計局長から公開されたその他の情報との関連でこのような開示が特定の人又は団体の識別を可能にするかもしれず、もともとそれに関連する情報の開示には同意していないので、開示してはならない。

(5)上記(1)(b)項の関連の約束とは、その情報が開示される省又は公的団体に関連する責任のある大臣又は担当官による文書での約束に関して次のように読まれねばならない；

(a)省又は公的団体は、情報を特定の目的のためだけに使う；

(b)省又は公的団体は、統計局長又は当該省又は公的団体によって公開された情報と結びつけて、その情報が関連する特定の人又は団体を識別することが可能になるような形で開示してはならない。

第6条 企業及び団体の名前と住所のリストの開示

(1)本条が適用される情報は、統計局長の書面による同意を得て、省又は公的団体にリストの形で開示されることが出来る。この場合統計局長は、本項の目的のために関連する約束を受領しておく。

(1A)もし、契約者が、省又は公的団体にサービスを提供するためリストを使う必要があるならば、そのリストにアクセスする契約者とその契約者の雇用者の全ては統計局長に関連する約束を与えなければならない。

(2)この条項は次の情報に適用する；

- (a)企業又は団体の名前；
- (b)企業又は団体の住所(地域コードを含む)；
- (c)企業又は団体の法的形態(the type of legal entity)；
- (d)企業又は団体が従事する活動のタイプ；
- (da)企業又は団体が従事する産業の種類；
- (e)企業又は団体の規模の指標。

(3)本条(1)項における関連の約束については、情報が開示される省又は団体の責任ある大臣又は責任ある担当官による書面での約束として、次のことが書かれなければならない；

(a)省又は団体は、約束の中で特定した目的にのみリストを使い、他の法律に基づいて適用される責務又は義務の強制を含む約束であってはならない；

(b)省又は団体は、約束の中で明らかにされた省又は団体の目的の場合を除いて、そのリストを他の人又は団体に手渡してはならない；

(c)省又は団体はその情報の開示に当たって約束の中で示した条件に対応しなければならない。

(3A) 本条(1A)項での関連の約束は、その契約者または契約者に雇われている者の書面による約束であって、契約者又は雇用者は次のことをするとしてなければならない；

(a)省又は団体にサービスを提供する目的のみにその情報を使い、その目的は、省又は団体に代わって本条(1)項の目的のために統計局長に提出される約束にしめされている；

(b)当該(1)項で述べるリストを他の者又は団体に開示してはいけない；

(c)統計局長が要求すれば、契約のサービスが完了次第省又は団体にリストとそれの写しの全て(もしあれば)を返さなければならない；

(d)情報の開示に関して約束で示したその他の条件に適合すること。

(4)本条(5)項により、情報が本項に従って開示される場合には、開示される情報の記述を含む情報の開示に関わる詳細な事項、開示を受ける省又は団体の名前及び開示の目的を、情報が開示される前に両院に提出しなければならない。

(5)前(4)項を適用することが实际的でない時に、本項に従って情報を開示する場合、情報を開示することは可能である。しかし、このような場合、開示される情報の記述を含む情報に関する詳細、情報の開示を受ける賞又は団体の名前、及び開示する目的を情報開示後両院の登院日5日以内に両院それぞれに提出しなければならない。

第7条 識別されない情報の開示

(1)個々の統計記録の様式における情報は、統計局長の承認を得て次の場合に開示出来る；

(a)名前や住所のような全ての識別しうる情報が除かれた後；

(b)情報は、その情報が関わる特定の人又は団体を識別出来ないような方法で開示されること；

(c)統計局長はこの条項の目的のために関連する約束を得ておくこと。

(2)本条(1)項(c)における関連する約束については、以下の者による書面の約束と読まなければならない；

(a)人に開示される情報の場合は、個人である—その人；

(b)公的団体に開示される場合には、その公的団体の責任ある大臣又は責任ある担当者；

情報の使用は次の条件に従うものとする；

(d)特定の人又は団体を識別する如何なる試みもしてはならない；

(e)情報は統計的目的のみにつかうものとする；

(f)情報は如何なる他の人又は団体に開示してはならない；

(g)もし、統計局長が特定の場合に必要と考えたら一次のいずれかまたは両方の場合；

(i)その情報を開示した目的が達成されたならば速やかにその情報及びその情報の全ての写しは統計局長に返さなければならない；

(ii)情報が開示された条件が守られているか否かを検査する目的で必要なれば担当官が情報、文書又は施設内にアクセスすることが認められる；

(h)統計局長の意見で、特別の場合合理的に必要と認められるその他の条件。

第7A 統計局長が関連した機能を果たすことを可能にする情報の開示

(1)その人について識別を容易にするような個人的又は家庭的な情報以外の人に関連した情報、及び団体に関連した情報は、統計局長の書面による同意を得て、次の場合に人又は団体に開示されることが出来る；

(a)その開示が、統計局長の統計機能を果たすのを助ける場合；

(b)統計局長が、本条の目的のために関連の約束を受け取った場合；

(2)本条で言うかんれんの約束は、次の者によって書かれ；

(a)人に開示される情報の場合は、個人である—その人；

(b)団体に開示される情報の場合は、その情報へアクセスするその団体の経営者、共同経営者、担当者又は雇用者の各々；

以下のように読まなければならない。即ち、その情報は、統計局長が約束において規

定したような統計的機能を果たすのを助けるためのみに使われ、また、その情報は、本条の基で統計局長に約束書を与えた経営者、共同経営者、担当者、又は雇用者以外の者や団体に開示しないと読まれねばならない。

第8条 一般

この規則の一つの条項が適用される種類の情報に含められる情報である場合には、その情報は次のことがあったとしてもその条項に従って開示されることができる：

(a)この規則の他の条項も同じ種類の情報に適用できる；或いは

(b)その情報はこの規則の一つの条項が適用されるその他の種類の情報に含められることができる。

注

1. この冊子で示されているこの統計規則(センサス・統計法1905年の第13条に基づいて施行されている)は、下表に示されているように1983年制定法規則No.19(Statutory Rules 1983 No.19)の改訂されたものからなりたっている。

制定法規則の表

年次及びNo.	官報告示日	発効日	経過条項等
1983年 No.19	1983年 2月22日	1983年 5月 1日	
1985年No.191	1985年 8月 9日	1985年 8月 9日	
1990年No.252	1990年 8月 9日	1990年 8月 9日	
1994年No.465	1994年12月30日	1994年12月30日	

改訂表

改訂された条項	改訂内容
1A	追加、1985年No.191
1	改訂、1990年No.252
6, 7	改訂、1994年No.465
7A	追加、1985年No.191 改訂、1994年No.465

(石田 晃 訳)